

労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会（第2回）議事要旨

日時：平成21年9月15日（火） 10:00-12:15

場所：日本学術会議5-A（2）会議室

出席者：岸（委員長）、和田（副委員長）、小林（幹事）、川上（幹事）、春日、相澤、実成、宮下、村田、小木、久永、森岡、矢野

欠席者：吾郷、大沢、波多野、清水、草柳、宮本

議題：

- 1) 新規委員の紹介
- 2) 前回議事要旨（案）の確認
- 3) 現状と課題について－各委員の専門的な見地からの報告（川上委員、和田委員、宮下委員）
- 4) 今後の審議の進め方について
- 5) その他

資料：

- 資料1 委員名簿
- 資料2 前回議事要旨
- 資料3 労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会活動報告（年次報告）
- 資料4 職場におけるメンタルヘルス対策とその課題（川上委員説明資料）
- 資料5 過労死・過労自殺の現況と課題（和田委員説明資料）
- 資料6 物理的要因による健康障害の動向および地方における労働と健康の動向（宮下委員説明資料）
- 資料7 今後の審議の進め方について

議題1：委員長から挨拶があり、副委員長、幹事2名の紹介があった。その後、各出席者から自己紹介を行った。また委員長から、本日の欠席者について紹介があった。

議事2：前回議事録要旨（案）について、説明があった。議事録要旨（案）の議題3で、課題別委員会を設置した理由、議題4今後の進め方について説明があった。特に意見はなく、議事録要旨（案）は承認された。

委員から、視野の広いテーマをどのようにまとめてゆくかが課題であり、前回委員会で議論されたことも含めて、この中で「どこに力点を置くか」について質問がなされた。委員長から、前回委員会では特任委員の選任について特に討議し、社会保障については今回の検討の対象からははずすと考えた、しかしテーマをどうしぼるかは今回以降議論すると考えたと説明があった。さらに委員長からは、本課題別委員会の設立経過も含め、日本学術会議の中における常置の分科会と課題別委員会との役割分担について説明があった。また課題別委員会は、第一部、第二部、第三部の意見を集約し1年程度で課題を整理することが役割であり、また日本学術会議から外部への発信のあり方についても課題別委員会では提言や要望などどういう形で発信するかを含めて今後討議しなくてはならない、労働者の生活・健康に関する分科会は今全くないので、本課題別委員会が中心的な役割を果たすとの説明があった。委員から「重点を置くべき問題点を明確にし、問題解決の方向を検討し、合わせて学術研究体制を検討する」と考えてよいかの確認があり、委員長から優先重点課題を抽出することが大事であると認識していると回答があった。

副委員長から「社会的包摂」の分科会など関連する他の分科会や、課題別委員会から出された提言などを参考までに次回、資料として出すこともよいのではとの提案があった。副委員長から第一部関連の分科会や提言を整理して次回委員会で報告いただくことになった。また、副委員長から前回委員会で、ILOなど国際動向についての調査が大変との議論があったとの追加発言があった。委員長から、他の委員会の例をあげ、課題別委員会では予算があれば調査を行うことができることの説明があった。外部委託するとしたら、何を委託するか決めなくてはならないため、今日ご意見をうかがって議論したいとの意向が委員長から示された。予算については100～200万円程度であると事務局から説明があった。なお調査委託は入札になるので、早めに計画を出していただきたいとの説明があった。

議題3：労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全の現状と課題について、3名の委員から報告があった。

和田委員から、過労死・過労自殺の現況と課題について、資料5に基づき説明があった。過労死・過労自殺が増加し、高水準で推移しており、また関連する民事訴訟、行政訴訟の例も増加している。過労死・過労自殺の認定基準について説明があった。対策について、労働基準法（昭和62年改正）による労働時間の規制から一定の労働時間の抑制効果があったが、統計にサービス残業が入っていないこと、労働時間の二極化と長時間労働者の高水準での推移が問題である。日本での月60時間以上長時間労働者の割合は30%弱であり、諸外国（例えば米国の20%）とくらべ高い。パートタイム労働者が増加すると、労働時間は短くなる傾向にあるので、正社員の労働時間は増加している。仕事のストレスの過重化、業績主義、いじめ（ハラスメント）などが問題となっている。平成20年改正（平成22年4月施行）から、月60時間以上の残業に対して50%割増賃金を義務づけることになっている。これが労働時間抑制につながるか、増加につながるかは不明。もう1つは残業代を休暇で与えることができるという改正があるが、この効果も未知数である。年休の時間取得が可能になるという改正もある。さらに、労働安全衛生法（平成17年改正）による長時間労働者への医師による面接指導、労災保険法（平成13年改正）による「二次健康診断給付」についても言及された。

和田委員からは、今後の課題として、労働時間の規制に、根本的に着手すべきではないかとの意見が述べられた。現在はわが国では法的拘束力がないが、EUでは上限規制がある（最長労働時間10時間／日、休息时间11時間）。また諸外国のように50%以上に賃金割増率をあげることで労働時間を間接的に抑制することも議論されていると説明があった。ILO条約の休暇の規定は最低3週間、連続2週間以上（132号条約）。教育訓練休暇も規定されている（140号条約）が日本はとりいれてない実情も紹介された。さらに、メンタルヘルスケアの問題について、労働安全衛生委員会の機能、チェック機能の強化が必要では。産業医の設置をより小規模の事業場に義務づけてはとの意見が述べられた。

質疑において、委員から労働時間規制について民主党の政策集には残業の規制がない、サービス残業にも触れていない、特例条項では1日15時間以上の労働者がでてくるとのコメントがあった。和田委員から、女性の労働時間の制限が撤廃され、労働時間が増えていることをどう考えるかも課題であるとの追加説明があった。

宮下委員から、資料6に基づいて物理的要因による健康障害、地方における動向について説明があった。全産業における労災死傷者数は減少しているが、労災の被災者数はなお年間55万人である。中小規模事業場で多発の傾向があるとの説明があった。例えば、作業態様による疾病では頸肩腕障害が増加している。振動障害認定件数は、1978年頃のピークから減少、2000年ころに小ピークがあり、林業は問題少ない。脳・心疾患および精神障害等の労災補償状況が増加傾向であることについても説明があった。さらに和歌山県の過重労働対策の取り組み状況については、平成20年度調査研究事業に基づき報告があった。長時間労働対策の認知度は大規模事業場でも56%の認知度であり、50人未満事業場ではさらに低いことが説明された。結論として、労働災害は減少傾向だが、なお年間55万人あり、問題は大きい、災害防止の観点から対策する必要があること、物理的要因による健康障害は目立って増加する要因はないが、振動障害：高齢者の障害認定があることが述べられた。労働者の年齢が高齢化側と若年に偏り、中間がない。短期間にやめる方が多く、安全、衛生の教育がない。中小規模事業場に対しては、産保センタ、産推センタがあるが、他業種、多数の事業場の中でサポートとして限界がある。災害に関して中小規模事業場が問題になると説明された。

質疑において、委員から現状では政府・行政の労働災害に関する公表統計が限られていることが問題である。年齢、地域や職種別の情報が提供されていないのでなかなか予防対策につながらない。今後は労働災害をはじめとするデータを公表するように求めていくことが大事であると意見が述べられた。委員長から、20期学術会議のパブリックヘルス科学分科会からは、すでに「保健医療分野における政府統計・行政資料データの利活用について一国民の健康と安全確保のための基盤整備として」を提言としてまとめ、その中には労働統計の改善についても指摘を行ったことが話され、労働災害統計について詳細な情報は得ることができないだろうかととの質問があった。宮下委員から、事故事例については報告があるが詳細な情報については労働局に情報提供を依頼したがまだ今日現在手に入れることができていないとの回答があった。委員からは、秋田では和歌山と異なり、企業倒産が増加しており時短の事業場が多い。このような実態がこの統計に表れてきていないのではないかととの意見があった。宮下委員からは、もともとは50人以上だった事業場が人員削減で50人未満になることもあると回答があった。

川上委員からは、資料4に基づき、労働者のメンタルヘルス不調の増加を受けて、第一次予防が重視され、効果的な方法論も開発されているが、その普及は十分ではないこと、職場におけるメンタルヘル

スの実施には事業場規模による格差があり、中規模以下の事業場にこれを推進する方策が必要であること、今後の課題として、人事考課制度など上位の組織的要因、「職場内格差」、職場のいじめなど新しい課題に対しても対応してゆく必要があることが述べられた。

質疑において、委員から事業場規模による実施率の差は、ニーズの差ではないかとの意見があった。委員からは、例えばフランスは労働時間が短い、いじめでメンタルヘルスの問題がでてきやすい。そういうこともあるが、日本では労働時間は重要性があるのではとの指摘があった。川上委員からは労働時間短縮の重要性についてはその通りであるとの回答があった。委員からは、組織風土がいじめに関係しており、身分制度が職場に持ち込まれている。正社員が派遣にいじめをするなどの問題がある。職場内の身分差別に切り込む必要があるのではとの意見が述べられた。

議題4：今後の進め方について、委員長から、課題別委員会はその時々々の課題に対して提言をしてゆくことになっており、その方向で作業を行う。第一部、第三部とも関わりがあるので、第二部の下の健康・生活科学委員会の元の分科会でやるよりも、課題別委員会としてやるべきと考えたと趣旨について再度説明がなされた。資料7に基づき、今後の審議の進め方について岸委員長から提案がなされた。次回（第3回）では、引き続き委員に発表をお願いしたい。第4、5回では、もし外部に委託調査を実施依頼できればその結果を聞く可能性もあるので、今日、調査の依頼の方向性を検討しておきたい。十分な提言を出すために3月以降も会期を延期をし、6～7月に提言を完成するようにしたい。このために3月の幹事会に、会期の延長を依頼するまでに、ある程度骨子を作っておいた方がいいと説明があった。また、課題別委員会による市民公開シンポジウムにより、一般の意見を聞く機会を設けたいと説明された。提言には内部の査読がある。きちんとした体裁を整える必要がある。これまでの提言はA4で20ページ程度に、資料をつけることができる。骨子は次回か次々回に案がでた方がいいのではないかと。各部の意見を聞きながら調整するので、難しい点もある。優先的に、政府は取り組んでいただきたいという発信ができる。学会の立場を越えて、国民の視点で行うが、一方CSRも含めて注意深くまとめることが重要と説明があった。

委員から、第1部、第3部の委員の意見をもっと聞きたいとの発言があった。委員からは、骨子を検討しこれについて議論してゆくことが必要であり、各委員の意見を聞いているよりも、骨子案を出して議論してゆくのがいいのではとの意見があった。委員長からは、委員が多様なので骨子を出しながら、委員の発表を聞いてゆくことがよいとの回答があった。委員長からは、次回以降、中小企業、格差の問題をまとめて検討する必要があるとの意見が述べられた。

調査の委託については、シンクタンクなどに資料作成を依頼する必要があるが、事務局からは、調査をきちんと計画いただきたい、3月までに調査が終わり、報告書をもらえるようにスケジュールを組むべきとの要望が述べられた。入札は10日くらいかかると説明があった。委員長から、専門家が手ににくい資料があればメールで提案していただき、調査計画につなげたいとの意向が示された。

回次の発表者について、森岡委員に1部代表として、国内、海外の状況をお話いただくこととなった。草柳委員からwork, safety, and healthの重要性を、清水委員から中小規模事業場についてお話いただく予定とした。もう1名、矢野委員に非正規雇用に関する発表の依頼があり、了承された。回次は合計4人の委員から発表いただくこととなった。

委員長からは、骨子についても、準備をはじめたいので、意見を委員からメールでもらい、早い時期に提案したいとの意向が述べられた。

委員から、(独)労働安全衛生研究所安全衛生普及センターが労働衛生の国際的な戦略動向の報告書(8ページ)を作成していること、またILO、WHO、EUが行っている動向、例えばEUではリストラと企業内マネジメントと健康問題に関する報告書“health in restructuring”が参考になるとの情報提供があった。また国家戦略の動向のとりまとめの動向として、米国NORAでは、まずマクロな課題領域、問題解決点をあげ、討議を絞っている。この委員会でもマクロな重点課題領域を合意してから、ブレークダウンして議論するのがよいのではとの意見があった。委員長からは次回に“health in restructuring”報告書について報告いただきたいとの依頼が小木委員に対してあり、小木委員が了承した。報告書の翻訳も重要な外部委託作業になるかもしれないとの意見が委員長から述べられた。

委員から、21世紀労働衛生戦略の要約を委員会で配布いただきたいとの要望が述べられた。また労働安全衛生研究所来年3月めどに、安全衛生に関する委員会がある。平行している委員会。その内容を考慮していただきたいとの意見があった。委員長からは、日本学術会議の独立性の観点からヒアリングの形ではどうかとの提案があった。委員からは、国内の幅広い分野の人の意見を含めることで、より実効性のあるものができるのではないかと意見があった。委員長から、資料7の「関係諸機関へのヒア

リング」はそのことであると説明があった。

委員から、法体系、労働に関する統計に何があるか報告書の中で述べるとよい。先の委員の統計への提言は明確化するとよいかと思う。さらに調査が必要なものもあるかもしれない。課題と誰に向けて（行政、業界、市民、科学者）提言を出すかを早急に議論すべきである。学術のあり方に関する日本の展望委員会と、本課題別委員会を出す内容とを仕分けする必要があるとの意見が述べられた。

委員長から、議事録（案）を委員に送り、次回の審議内容を早めに決定するとの説明があった。今日の発表は1つのフレームの中での重要な個別の話題である。事前に規定せず、多様な委員からの意見をいただいてまとめてゆきたいとの意向が示された。副委員長から、委員がお持ちの資料も提供していただきたい。格差問題に関するOECDなどの資料もあれば貴重である。委員長から関連する資料があればお送りいただきたいと要請があった。21世紀労働衛生戦略のPDFファイルも久永先生から委員にいただくことになった。以上で、委員会を閉会した。

以上